

旧国鉄アスベスト裁判提訴

ご遺族の様子や、国鉄清算事業本部に要請する場面などが映し出された。

続いて、ご来賓の国労本部の柴崎さんや、国鉄・JR大船工場退職者の会の五十嵐さんが激励の挨拶に立った。五十嵐さんは故加藤進さんの同僚で、当時はアスベストの危険性も知らされず、防じんマスクもしないで、素手でアスベストを触っていたことなどを話した。中皮腫・じん肺・アスベストセンターの斎藤さんや、横須賀じん肺被災者の会の落合さん、アスベストユニオンの早川さんも激励の挨拶。夫を中皮腫で亡くされた大森華恵子さんも同じ遺族として挨拶に立ち、原告の大前麻衣さんと抱き合って励まし合う場面もあった。中皮腫で闘病中の小林忠美さんは、「もう少し早く、何らかの対策を講じられたのじゃないか」と、国鉄マンとして操車場で粉じんまみれ

ながら働いた当手を思い出しながら激励の挨拶をした。

また、「裁判を通して世間に訴えた麻衣さんの勇気ある行動に対し、心より応援申し上げます」という、同じく旧国鉄アスベスト被害者の遺族である久富さんから届いたメッセージが読み上げられた。

その後、弁護団の中心である古川弁護士が、若手の今給黎弁護士、氏家弁護士、小栗弁護士を紹介し、「アスベスト被害の広がりや深さをこの裁判を通じて社会に示したい」と決意を表明。

最後に、原告の大前麻衣さんが、「私の父の前にも、突然痛くなったり苦しい思いをして亡くなった人は絶対いっぱいいます。裁判を通して、ご遺族や療養中の方、全国に10万人いる元同僚の方たちに、アスベストの危険性と補償についてもっと知ってもらいたい」と語った。互いに励まし合いながら生きるアスベスト被害者と家族（遺族）への共感と、これからの裁判闘争に向けた強い意志が会場に伝わる良い集いであったと思う。

第1回口頭弁論は、3月27日（火）午後1時30分から、横浜地裁101号法廷。是非、多くの方の傍聴をお願いしたい。



（神奈川労災職業病センター）

旧国鉄大井工場でも中皮腫

東京●車体解体等でアスベストに曝露

旧国鉄大井工場で長年働き、アスベストが原因で胸膜中皮腫を発症し亡くなられた芦田川勝己さんに、2006年12月、国鉄清算事業本部（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）から業務上災害の認定が下りた。

故芦田川さんは、国鉄入社後、大井工場の製缶職場で電車の車体解体や修繕作業に従事。1955～64年に改造突貫工事に配属され、車体の外板や屋根裏など上回りと呼ばれる作業に従事。1972年、台車職場に

統合され、台枠の製缶作業に従事。国鉄民営化前の1986年に55歳で退職した。30年以上、アスベストに曝露しながら働いたことになる。

妻の一江さんによると、生前、勝己さんは、病気になることについて、「粉じんがたくさん出ていたからなあ」としきりに言ってい

たそうだ。かつての同僚で、現在は鉄道退職者会東京地方連合会大井工場退職者組合議長の小林厚平さんも、「改造工事で車体の屋根をチッパーでガチャガチャ切って取り外す時、たくさん粉じんが出た。防じんマスクをしても鼻の穴が黒くなった」と証言している。

芦田川さんは2005年3月、入院先の横浜市民病院で亡くなった。死亡診断書に「肺がん」とあり、主治医は「アスベストとの因果関係は低い」と言ったが、一江さんは「胸膜が厚くなって水が3リットルもたまっていたから中皮腫に間違いない」と確信をもっていたという。1年後、解剖した肺

旧国鉄アスベスト裁判を提訴した 大前麻衣さん(故加藤進さんのご遺族)の手記

叶わないとわかっていても、私の願いは元気な父が戻ってくることです。

2年前の夏、父が通院していた病院から呼ばれ、胸膜中皮腫の疑いといわれ、初めて聞く病名と突然の余命半年という宣告、背中が痛いというだけでまったく健康そのものに見える父ただだけに、先生何言ってるの?とまったく信じられない状態でした。父にも病名だけ伝えていましたが、手術すれば治るだろう程度でさっぱりしたものでした。

その頃ちょうど私の結婚式が11月に決まったばかりで、手術して回復するのであれば式を延期しようかと思ったくらいです。しかし先生から言われた言葉は、手術できないこと、式も早められれば早めてください、また本人がやりたいことをさせてあげてください、そして、家族は常に笑っててくださいという言葉でした。

その後すぐに横須賀の病院で検査入院し、9月に胸膜中皮腫と診断されても、痛みはあるものの父は自ら運転し、職場へ向かい仕事を続けました。仕事は続けたいというのが父の希望でした。早退することもありましたが、痛み止めを飲みつつ働いていたようです。

痛みは日に日に増し、とにかく結婚式には出席できるようにとの先生の判断で、10月半ばに入院しましたが、痛みのコントロールといっても薬も効かないときには相当苦しそうでした。入院中突然「会社に行かなきゃ」と言い出したり、半分寝ている状態

で手が動いていたり、職場の人と話していたりすることが何度もありました。職場の方がお見舞いに来ていただいた後には、仕事にいけなくて情けないと泣いていたことがあり、見ていてとてもつらかったです。痛みさえなければ…と何度も思いました。痛み止めも効かず顔をしかめていたのを思い出すと、ふつうに仕事していただけたのに、それが原因でなぜこんなにつらい思いを、父がしなければならなかったのか、今でもわかりません。

亡くなる1か月前に結婚式も予定どおりに行いましたが、病院から前日外泊許可しかなかったり、当日も痛みが引かないまま、バーজনロードをふつうに歩き、ゲストの方々に体調の悪いようなそぶりは見せずに振舞っていましたが、やはり最後まで参加できずに、そのまま病院へ直行しました。

入院したころと同時期に労災の申請をしたのですが、国鉄清算事業本部(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備機構)の対応は、前例がないというような返答ばかりでした。

その時、父と同じ仕事をしていてこの病気で労災申請できると知らずに闘っている方々はたくさんいるはずなのにと、父や私たち家族の問題だけでないと感じました。今後増えていく病気は止められませんが、少しでも早期に知ることができるように、国鉄清算事業本部が公表をするよう裁判を通して強く訴えていきたいと思いま



の病理所見が出て、「悪性中皮腫」と確定診断された。これにより、大井工場では初の業務上認定が下りた。

小林さんによると、大井工場では他に業務災害申請中の方が1名、胸膜肥厚斑など石綿所見があり健康管理手帳を交付された方が2名いるとのこと。うち1名の中村紀代士さんは、芦田川さんの件で小林さんを私たちに紹介して下さいました。中村さんと小林さ

んは、今、退職者組合で同僚のアスベスト被害救済活動に取り組んでおられるが、1979年に「大井工場の仕事と歴史」という70分に及ぶビデオを製作された。「東京都品川駅近く、国鉄大井工場は都心唯一の電車修繕工場」という中村さんのナレーションで始まるこのビデオは、当時の誇り高き国鉄マンたちの映像が詰まった、貴重な労働の記録だ。併せて紹介しておきたい。

のように準用されているのかさえ把握していない。国土交通省は、「JRに1年でも再就職した職歴があれば、機械的に労働基準監督署に回して部外処理する」ことがないよう、機構を厳しく指導していくべきだろう。

国土交通省への要求及び回答

① 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備機構国鉄清算事業本部に対して、以下の点について指導していただきたい。旧国鉄の石綿作業従事者を対象にした健康管理手帳や健康診断などの健康管理に係わる周知事業を国としてバックアップし、できるだけ対象範囲を広げて、個別通知で行えるような条件を整えること。

回答／国鉄から承継した旧国鉄職員の個人情報には現住所が含まれておらず、個別通知できなかつたため、機構は、数次に及ぶ新聞広告（平成17年10月と11月、平成18年10月）及びホームページに関連情報の掲載を行っているとしている。今後も、こうした手段により周知を図っていくものと考えている。

質問／「職員の個人情報に現住所が含まれていないため、個別通知できなかつた」というが、一定の保存期間義務のあるじん肺健診や特化則の石綿健診の記録や健康診断個人票を調べれば、少なくとも健診対象者の住所は確認できるはずと考えるが、どうか？

再回答／周知については誠意

国鉄被害で国交省とも交渉

国交省●国鉄清算事業本部指導を要請

1月31日、国土交通省との交渉が行われた。旧国鉄で石綿曝露作業に従事した者は10万人に上るとされるが、旧国鉄の地位を引き継ぐ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（国鉄清算事業本部）は、新聞に意見広告を出しただけ。とても周知義務を果たしているとは言えない。これに対し国土交通省は、「同機構に、誠意ある対応するように求めていきたい」、「ただ、他のところ（JR）からも協力を得ないと難しい」と回答。この発言は、JRを協力させ、旧国鉄時代に石綿曝露作業に従事した者の名簿を借りることができれば、個別通知も可能とも受け取れる。JRへの要請も含め、今後も国土交通省や機構に対して、周知徹底を求めていく。

業務災害の事務処理の迅速化について、同省は、「専門医師を配置して十分な意見聴取を行っており、迅速に処理する体制は整っている」と回答した。しかし実際は、請求件数のうち処理済みは約3割との報告もある。担当職員の絶対数の不足や、事務処理能力に問題のある人材の配置など、依然として問題もある。

請求窓口の問題（機構と労基署でたらい回しされる）についても、制度間の調整が図られていない。ただ、機構からの報告を繰り返し回答する同省にも問題を感じる。現に同省は、「労災適用期間及び労災適用外期間を有する健康管理手帳所持者が受ける健康診断の費用負担等に関する留意事項について」がど